

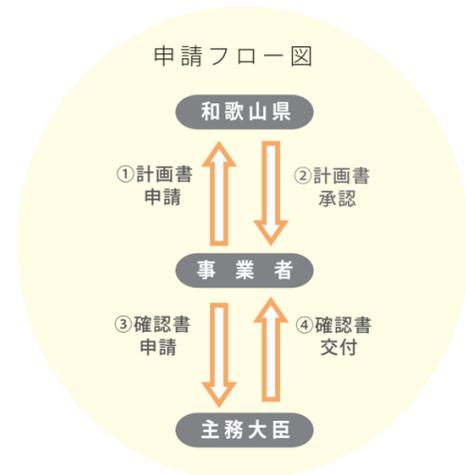
# 税優遇制度

## 地域未来投資促進法に基づく税優遇

「地域経済牽引事業計画」を策定し、県知事の承認を受けるとともに国が定める先進性等の基準に適合すると認められた事業者が下記の要件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

国 税			県 税		市 税	
法人税			不動産取得税		固定資産税	
対象設備	特別償却	税額控除	課税免除		課税免除（3年間）	
機械装置・器具備品	40%	4%	<b>対象事業</b> 戦略的分野に指定された事業  <b>適用要件</b> 承認地域経済牽引事業（主務大臣の承認を受けたものに限る）のための対象施設（建物、土地、構築物）を設置  ※土地については取得後1年以内に建物の建設に着手すること ※課税免除の対象となる建物は対象事業の用に供する部分 ※課税免除の対象となる土地は対象建物の水平投影部分  農林漁業関連業種 対象施設の取得価額5,000万円超 上記以外の対象業種 対象施設の取得価額1億円超  <b>税率</b> 土地：3% 建物：4%  <b>適用期限</b> 令和5年3月31日		<b>対象事業</b> 戦略的分野に指定された事業  <b>適用要件</b> 承認地域経済牽引事業（主務大臣の承認を受けたものに限る）のための対象施設（建物、土地、構築物）を設置  ※土地については取得後1年以内に建物の建設に着手すること ※課税免除の対象となる建物は対象事業の用に供する部分 ※課税免除の対象となる土地は対象建物の水平投影部分 ※償却資産（構築物を除く）は対象外  農林漁業関連業種 対象施設の取得価額5,000万円超 上記以外の対象業種 対象施設の取得価額1億円超  <b>税率</b> 1.4%  <b>適用期限</b> 令和5年3月31日	
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%				
建物・附属設備・構築物	20%	2%				
<b>対象事業</b> 戦略的分野に指定された事業  <b>適用要件</b> ①総投資額2,000万円以上／事業が対象 ②対象資産の取得価額の合計額のうち支援対象となる金額は80億円／事業を限度とする ③前年度の減価償却費の10%を超える設備投資が対象  <b>上乗せ要件</b> 直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上  <b>適用期限</b> 令和5年3月31日						

戦略的分野	◆成長ものづくり分野 機械器具等製造分野／ロボット等加工・組立分野（医療・福祉分野を含む）／化学工業関連分野（航空・宇宙分野を含む）
	◆農林水産分野 （食品、6次産業化等を含む）
	◆第4次産業革命分野 （IT・ソフトウェア・通信技術分野を含む）
	◆エネルギー・環境分野
	◆観光分野
◆物流関連分野	



## 半島振興法に基づく税優遇

橋本市が策定した「橋本市産業振興促進計画」に適合し、市長の承認を受けた事業者が下記の要件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

国 税		県 税		市 税	
法人税・所得税		不動産取得税	事業税	固定資産税	
対象設備	工業用機械等の割増償却	不均一課税	不均一課税(3年間)	不均一課税(3年間)	
機械・装置	普通償却限度額の32/100	<b>対象事業</b> ① 製造業、旅館業 ② 農林水産物等販売業、情報サービス業等  <b>適用要件</b> ① 特別償却設備（*1）の取得価額が500万円以上 （資本金1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円以上） （資本金5,000万円超の法人は2,000万円以上） ② 特別償却設備の取得価額500万円以上 ※土地については取得後1年以内に当該建物の建設に着手すること ※不均一課税の対象となる建物・附属設備は、対象事業の用に供する部分 ※対象となる土地は、対象建物・附属設備の水平投影部分  <b>不均一課税による税率</b> 《不動産取得税》 土地 3% → 0.3% 建物 4% → 0.4% 《事業税》 初年度分 規定税率 → 規定税率の1/2 第2年度分 規定税率 → 規定税率の3/4 第3年度分 規定税率 → 規定税率の7/8 《固定資産税》 初年度分 1.4% → 0.14% 第2年度分 1.4% → 0.35% 第3年度分 1.4% → 0.70%  <b>適用期限</b> 令和5年3月31日			
建物・附属設備、構築物	普通償却限度額の48/100				
割増償却期間	5年				
<b>対象事業</b> ① 製造業、旅館業 ② 農林水産物等販売業、情報サービス業等  <b>適用要件</b> ① 対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得価額が500万円以上 （資本金1,000万円超5,000万円以下の法人は1,000万円以上、資本金5,000万円超の法人は2,000万円以上） ② 対象事業の用に供する機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得価額が500万円以上  （注）②については資本金5,000万円超の法人の場合、新增設に係る取得が対象  （注）取得価額は、補助金を活用して設備を取得等した場合、当該補助金を差し引いた金額が対象  <b>適用期限</b> 令和5年3月31日					

\*1) 特別償却設備とは、国税の割増償却の対象となる機械・装置、建物・附属設備をいいます。

## 中小企業等経営強化法に基づく税優遇

「先端設備等導入計画」を策定し、市長の認定を受けた事業者が下記の要件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

市 税	
固定資産税	
課税免除（3年間）	
<b>対象者</b> 資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち「先端設備等導入計画」の認定を受けた者  <b>対象設備</b> 生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備 生産・販売活動等の用に直接供されるものであり、中古資産でないこと <b>償却資産の種類（最低取得価格／販売開始時期）</b> ＊機械装置（160万円以上／10年以内） ＊測定工具及び検査工具（30万円以上／5年以内） ＊器具備品（30万円以上／6年以内） ＊建物附属設備（60万円以上／14年以内） ＊構築物（120万円以上／14年以内） ＊事業用家屋（120万円以上かつ取得価額の合計額が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの）	

